

乳用牛群検定にかかる乳量計の貸与要領

令和7年8月29日付け7家改事(分)第569号

1 目 的

乳用牛群検定事業において使用する乳量計は、事業の円滑な実施のためには必要不可欠なものです。しかし、乳量計の購入、維持管理にかかる費用負担は、各牛群検定組合にとって大きなものとなっています。そこで、一般社団法人家畜改良事業団（以下「事業団」という。）において乳量計を貸与し、各牛群検定組合の負担を軽減することを目的とします。

2 乳量計貸与の対象者および方法

乳用牛群検定事業にかかる事業実施主体又は乳用牛群検定組合（以下、事業実施主体とあわせて「検定組合」という。）に貸与します。検定組合の代表者は事業団理事長と、乳量計の貸与にかかる契約（別紙、以下「契約」という。）を交わすこととします。

3 貸付する乳量計および期間

（1）乳量計

牛群検定で使用する第4に定める乳量計を、有償にて検定組合に貸与します。

（2）期 間

貸与期間は1年間としますが、申し出がない限り1年単位で自動更新とします。
ただし、中途での契約終了は行うことができません。

4 年間使用料

（1）ツルーテスト社製ミルクメーターF型

1セット4台 96,000円 追加2台ごと48,000円 （税別）

（2）ツルーテスト社製ミルクメーターFV型

1セット4台 92,000円 追加2台ごと46,000円 （税別）

（3）ワイカト社製ミルクメーターMK5 42kg

1セット4台 52,000円 追加2台ごと26,000円 （税別）

（4）使用料の支払い

毎年3月末日締めで年間使用料を事業団から請求します。

5 乳量計貸与の実施

（1）申 請

乳量計の貸与を希望する検定組合は、別に定める期日までに「乳量計貸与申請書」を事業団理事長に提出してください。

（2）契 約

事業団より契約書を送付しますので、捺印のうえ返送してください。

（3）乳量の貸与

契約の締結後、事業団が定める業者（以下「業者」という。）より乳量計を送付します。

6 乳量計の管理

検定組合は善良なる管理者としての注意義務をもって乳量計の管理に努めてください。また、乳量計の管理又は使用に係る経費は検定組合の負担とし、検定組合の責に帰すべき事由によって破損又は滅失したときは検定組合に賠償の責が有するものとします。

7 定期保守

第3により継続して乳量計を使用する場合は、検定組合は、乳用牛群検定全国協議会が別に定める団体に性能検査を依頼して行うものとします。その場合の経費（送料含む）は、業者が負担します。

8 故障対応

乳量計が故障した場合の修理は業者と検定組合間で別途有償にて行います。ただし、別に定める消耗部品の劣化に起因する故障は、業者が無料で修理します。また、修理のために業者へ乳量計の送付が必要な場合の送料は検定組合が負担します。ただし、第6に定める検定組合の責に帰すべき事由による故障はこの限りではありません。

9 契約の終了

契約期間の満了日の2カ月前に契約に定める様式により、事業団理事長に申し出ることとします。対象となる乳量計は、良好な状態で速やかに業者に送付してください。この場合の送料は、業者負担とします。

なお、契約台数のうち一部台数のみの契約終了はできません。また、貸与期間中途の乳量計返却であっても、第3（2）により年間使用料の全額及び一部の返却はありません。

10 契約の強制終了

貸与された乳量計を牛群検定事業以外の不正利用が認められる場合、事業団は契約の終了を求めることが出来るものとします。

11 賠償

第6における賠償は、業者が定める乳量計の定価を目安とします。

12 その他

この要領に定めるもののほか、実施について必要な事項は事業団理事長が別に定めます。

附 則（平成23年9月16日付け23改団A第513号（電））

この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成23年9月16日から適用する。

附 則（平成24年5月8日付け24改団A第276号（電））

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成24年5月8日から適用する。

附 則（平成24年9月27日付け24改団A第493号（電））

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成24年9月27日から適用する。

附 則（平成25年4月23日付け25家改事(電)第143号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成25年4月23日から適用する。

附 則（平成２６年５月１２日付け２６家改事(分)第２１６号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２６年５月１２日から適用する。

附 則（平成２７年４月４日付け２７家改事(分)第３７号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２７年４月４日から適用する。

附 則（平成２８年４月１２日付け２８家改事(分)第１７８号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２８年４月１２日から適用する。

附 則（平成２９年４月１９日付け２９家改事(分)第１１７号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２９年４月１９日から適用する。

附 則（平成３０年６月２２日付け３０家改事(分)第４２５号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成３０年６月２２日から適用する。

附 則（令和元年６月１４日付け元家改事(分)第３９６号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和元年６月１４日から適用する。

附 則（令和２年４月２０日付け２家改事(分)第１８６号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和２年４月２０日から適用する。

附 則（令和３年６月２１日付け３家改事(分)第３２７号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和３年６月２１日から適用する。

附 則（令和４年６月１７日付け４家改事(分)第３１８号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和４年６月１７日から適用する。

附 則（令和５年６月９日付け５家改事(分)第２６５号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和５年６月９日から適用する。

附 則（令和６年５月１０日付け６家改事(分)第１７６号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和６年５月１０日から適用する。

附 則（令和７年８月２９日付け７家改事(分)第５６９号）

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和７年８月１３日から適用する。

別 紙

年 月 日

一般社団法人家畜改良事業団
理事長あて

住 所
事業実施主体又は検定組合長

乳量計貸与申請書

「乳用牛群検定にかかる乳量計の貸与要領」に基づき、下記のとおり乳量計の貸与を申請します。

記

1 乳量計型式及び台数

(1) ツルーテスト社製ミルクメータ

型式	F 型	フラスコ	3 3 kg	(F V 型のみ選択)	サンプル	1 8 cc	(富士平製サプル瓶 30)
	F V 型		5 0 kg			3 0 cc	
						8 0 cc	台数 _____

(2) ワイカト社製ミルクメータ (4 2 kg)

型式	MK 5	台数	_____
----	------	----	-------

2 希望貸与開始年月日 (申請から 1 カ月程度を要します)

3 契約者

住 所 及び 電話番号、担当者名
団体名、契約者名

4 乳量計を送付する場所 (乳量計の管理を行う場所)

住 所 及び 電話番号、担当者名
団体名